



議案第八号

町道横手本泉線道路改良工事請負契約の締結についての議決の
一部変更について

次のとおり町道横手本泉線道路改良工事請負契約の締結についての議決（昭和六十年十一月二十五日）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十一年二月二十八日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年三月廿八日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

四 契約金額中「五七三〇〇〇〇円」を「五八四七五八九四円」に改める。

五 工事完成期限内「昭和六十一年三月十日」を「昭和六十一年三月二十五日」に改める。